

議案第39号新旧対照表

【参考資料】

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

改正後		改正前	
<p>第1条関係（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）</p> <p>附則 1～4（略） （給料月額に関する特例）</p> <p>5 令和2年7月1日から令和3年3月16日までの間、第3条第1号中「93万円」とあるのは「65万1,000円」と、同条第2号中「78万8,000円」とあるのは「63万400円」とする。</p>		<p>附則 1～4（略） （給料月額に関する特例）</p> <p>5 平成28年4月1日から平成29年3月16日までの間、第3条第1号中「90万3,000円」とあるのは「81万2,700円」と、同条第2号中「76万6,000円」とあるのは「72万7,700円」とする。</p>	

改正後		改正前	
<p>第2条関係（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）</p> <p>附則 1～4（略） （給料月額に関する特例）</p> <p>5 令和2年7月1日から令和3年3月16日までの間、第3条中「72万2,000円」とあるのは「57万7,600円」とする。</p>		<p>附則 1～4（略） （給料月額に関する特例）</p> <p>5 平成28年4月1日から平成29年3月16日までの間、第3条中「70万1,000円」とあるのは「66万5,950円」とする。</p>	